資料６

子ども・子育て支援新制度
家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型
Ｑ＆Ａ

【目　次】

１　基準に関すること（設備編）・・・Ｐ２

２　基準に関すること（運営編）・・・Ｐ２

３　認可・確認に関すること・・・Ｐ４

４　利用手続きに関すること・・・Ｐ５

５　お金に関すること（利用者負担額編）・・・Ｐ５

６　お金に関すること（公定価格編）・・・Ｐ７

1　基準に関すること（設備編）

【Ｑ１－１】マンションの２階以上で事業を実施することは可能ですか。

１階での実施が原則であり、２階以上に設置する場合には防災上の各種配慮が必要となります。ただし、小さなお子さんを２階以上の場所で保育することについては、転落事故や、有事の際の避難等について、さまざまなリスクを抱えることになりますので、１階での実施が望ましいと考えます。

2　基準に関すること（運営編）

【Ｑ２－１】家庭的保育事業では定員は５名までとなっていますが、保育面積や家庭的保育者の希望で、３名もしくは４名に定めることは可能ですか。

可能です。

【Ｑ２－２】年齢別の利用定員を設定しなければならないとのことですが、どのように設定すればよいでしょうか。また、総定員を超えなければ年齢別での超過利用は構わないでしょうか。

各年齢の定員設定は、持ち上がりを考慮し、０歳児定員≦１歳児定員≦２歳児定員としていただくことが必要です。このことから、定員を５名の場合、年齢別の定員は、０歳児が１名、１歳児が２名、２歳児が２名と設定します。また、総定員の範囲内であれば、年齢別での超過利用は構いません。

【Ｑ２－３】開所時間は８時間以上となっていますが、保育標準時間の子は１１時間の認定であると聞きました。どのようにすればよいでしょうか。

制度上は、保育時間は１日８時間以上とし、利用者の状況を勘案して事業者が決めることとなっております。しかし、保育標準時間認定を受けた場合、基本保育時間は最大１１時間となり、ほとんどの利用者が標準時間での認定を受けることが想定されております。したがって、利用者のニーズを満たすため、基本開所時間を１１時間と設定していただくのが望ましいと考えます。

【Ｑ２－４】土曜日の保育は、実施しないことができますか。

可能です。ただし、公定価格上、土曜の保育を実施しない場合は、減算調整される仕組みになっています。

【Ｑ２－５】調理員に年齢制限はありますか。また、研修を受けなくてもよいのでしょうか。

調理員について、補助者のような年齢制限や研修は課せられていません。ただし、食に関わる重大な業務であることから、衛生管理マニュアル等や離乳食等の内容について、確認をしていただくことが前提です。また、毎月検便を受ける必要があります。

【Ｑ２－６】調理員は、家庭的保育者が兼ねることはできないのでしょうか。

調理員配置の趣旨は、家庭的保育者が保育場所から離れない体制を整えることであるため、原則兼ねることはできません。

【Ｑ２－７】補助者が調理員を兼任した場合、その間、補助者を配置したとみなすことはできますか。

みなすことはできません。当該補助者が調理業務にあたっているときは、当該補助者を除いた状態で、配置の基準を満たしていることが必要です。

【Ｑ２－８】定員に空きがあれば、一時保育を実施しても構わないでしょうか。

構いませんが、不特定の利用者が保育者宅を出入りすることになるため、防犯上の観点から、よくご検討いただく必要があると考えます。

【Ｑ２－９】自力で連携施設を見つけるのは困難です。どうすればよいでしょうか。

保育内容の支援及び代替保育の提供に係る連携施設は、最寄りの公立保育所が担当します。卒園後の受皿については、「地域型保育事業者における連携施設に関するガイドライン」をご参照の上、連携施設設定が義務化される令和 11 年度末までに、家庭的保育者が自ら設定する必要があります。

【Ｑ２－１０】最寄りの認可保育所が私立保育所です。近いので、園庭開放や行事での交流などは、そちらにお願いしたいと考えていますが、公立保育所以外に、独自に連携施設を設定してもよいのでしょうか。

構いません。ただし、連携施設に関する協定書の締結は必要になる場合がありますので、ご留意ください。

【Ｑ２－１１】認可事業となると、会計の処理はどのようになるようでしょうか。

保育施設として独立した会計処理をすることが必要です。年度末に実績報告書として収支分析表をご提出いただくこととしており、保育部分と自宅部分では別会計であることを意識して運営していただく必要があります。

３　認可・確認に関すること

【Ｑ３－１】認可と確認の違いを教えてください。

認可とは、児童福祉法で規定された事業（この場合は家庭的保育事業等を指します）を「実施すること」を行政が認めることをいい、設備運営基準及び事業者の要件等で審査します。

確認は、子ども・子育て支援法に基づく「公的な給付の対象施設となること」を行政が認めることをいい、確認を受けて初めて、新制度の給付を受けることができるものです。

就学前児童の「教育・保育」のうち、「保育」については、認可施設への公的な給付の仕組みが子ども・子育て支援法による「確認施設」に一本化されたことにより、認可を受けても確認を受けないと、公的な給付を受けられないことになります。一方、「教育（幼稚園）」については、幼稚園として認可を受けているものの、新制度へ移行せず（確認を受けず）、別の公的給付（私学助成）を受け続けて運営する枠組みが残りました。

【Ｑ３－２】手続きはどのようにしたらよいのでしょうか。

認可・確認いずれも、仙台市へそれぞれ「申請書」を提出していただく必要があります。

「認可」については、事業者からの認可申請に基づいて、市が審査を行い、基準を満たしていれば認可書を発行します。

「確認」は、認可書の発行後に行う手続きとなりますが、運営方法や利用定員の設定など、確認をするうえで求められる項目について、申請書を記入して提出していただきます。認可と同様に市が審査を行い、決定します。

4　利用手続きに関すること

【Q４－１】利用について、個別に予約は受付けてもよいのでしょうか。

予約は受け付けられません。問合せがあった場合は、保護者に適切に説明してください。

【Q４－２】利用調整はどのように行うのでしょうか。

保護者は、各区区役所又は宮城総合支所に、保育が必要であることがわかる書類（就労証明書や診断書等）を提出します。利用希望者が多い場合は、保護者から提出された書類に基づいて、利用の優先基準（保育を必要とする程度や家庭状況を指数化した基準）にしたがって、利用者を決定します。

【Q４－３】新制度では、正当な理由なしに保育を断れないと伺いました。例えば、アレルギーや障害、気になる様子が見られることを理由に受入れを断ってはいけないのでしょうか。

原則は認められませんが、家庭的保育の特性から、対応が非常に困難なケースもあると想定しています。その場合は、保育・対応の技術や注意点等については運営支援課の支援者へ、受入れの協議については各区保育給付課へご相談ください。お子さんの状態によって個別の協議となります。

また、家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型については、利用申込の際、事前見学を必須とする方向で調整中です。保護者が見学に来た際に、アレルギー対応等について、お互いにしっかり状況を共有することが大切です。

【Q４－４】契約は、事業者と保護者が直接結ぶのでしょうか。

地域型保育事業については、市による利用調整を経た後、契約については、事業者と保護者が直接結ぶこととされています。したがって、契約書を作成いただくことになります（標準契約書のひな形は、仙台市からお示しいたします）。

5　お金に関すること（利用者負担額編）

【Ｑ５－１】（国資料より）
地域型保育事業（小規模、家庭的、事業所内、居宅訪問型保育）の保育料は、保育所を利用した場合と比べて高くなるのでしょうか。

保育料の額は、国は定める基準額を限度として市町村が定めることになりますが、国が定める基準においては、同じ認定区分（１号・２号・３号）であれば、施設・事業の類型に関わらず同一としており、同じ年齢・所得であれば、地域型保育事業を利用した場合と保育所を利用した場合の保育料は同じになります。

【Ｑ５－２】保育料はどのように算定されるのでしょうか。

保育料は、所得に応じた市民税額ベースでの応能負担となります。区役所で算定することになり、事業者は、決められた保育料で契約を結びます。

【Ｑ５－３】（国資料より）
利用者負担額は認定区分ごとに設定されていますが、満３歳に到達したことにより、年度途中で３号認定から２号認定に切り替わる子どもの利用負担額は、２号の利用者負担額に切り替わるのでしょうか。

満３歳児に係る公定価格は、満３歳に到達した年度中は、２歳児の公定価格と同額になるように調整しており、利用者負担額についても、３号と同額を適用します。

【Ｑ５－４】（国資料より）
利用者負担額には、どのような費用が含まれているのでしょうか。

利用者負担額は公定価格の一部を成すものであり、公定価格を構成する人件費、事業費、管理費等の全部又は一部を保護者に負担していただくものです。なお、２号認定子どもと３号認定子どもの利用者負担額には給食材料費相当額（２号は副食費、３号は主食費及び副食費）が含まれています。

【Ｑ５－５】保育料は誰に支払うのでしょうか。また、滞納等があった場合は、どう対処すればよいのでしょうか。

保護者は、直接、保育料を事業者に支払います。また、滞納等があった場合は、基本的に事業者に対応していただくことになります。

【Ｑ５－６】代行保育時の費用はどうなるのでしょうか。

公立保育所での代行保育にかかる保護者負担は無償です。事業者には、公定価格上の調整をした上で、代行利用者の一時保育料実費分を負担していただくことになります。

【Ｑ５－７】法定代理受領とは何ですか。

市町村が支払う特定地域型保育事業に要した費用の一部を、支給認定保護者に代わり、特定地域型保育事業者が受領することをいいます。本来であれば、保育に要した費用を、市町村→保護者→事業者と払うところを、大変な手間がかかるので、事業者は、保護者からは保育料を、市町村からは給付費を、それぞれ受け取る仕組みです。

６　お金に関すること（公定価格編）

【Ｑ６－１】公定価格とは何ですか。

公定価格とは、保育に要する費用として国が算定した額のことで、利用者負担額（国の基準に基づき、市が算定する保育料）と、給付費（公定価格から利用者負担額を引いた公費負担分）の合計額です。

【Ｑ６－２】補助者や調理員分の人件費はどのように積算されていますか。

公定価格の骨格は、お子さん一人当たりの基本分単価と、事業の実施形態による各種加算・減算という調整部分で成り立っています。調理員は、国基準では必須配置となっているため、その人件費は、お子さん一人当たりの基本分単価に含まれています。一方、補助者は、国基準では子ども３人を超える場合に配置するとなっているため、人件費は、補助者を配置する場合として、調整部分の加算項目となっています。